

# 災害時要配慮者等対策特別委員会

令和2年11月18日

## 1 報告事項

【政策経営部】

(1) 福祉避難室について

【資料】

## 2 その他

## 3 閉会中の特定事件継続調査事項について

## 福祉避難室について

### 1 福祉避難室とは

避難所の開設に際し、避難行動要支援者のほか要配慮者などを受け入れるスペースとして開設するものとされている。

『千代田区地域防災計画（平成29年修正）』による位置づけ  
（震災対策編 第2節 震災応急・復旧対策計画 第9章 避難計画  
第3節 避難所の設置・運営（2-90 ページ））

「福祉避難所開設までの間は、応急的措置として、一般の避難所の教室、保健室等の区画された部屋を要配慮者のための 福祉避難室（仮称） として対応する。」

### 2 福祉避難室開設の流れ（一例）

避難所運営マニュアルでは、「災害時要配慮者滞在場所」として記載されている。

- ① 避難所が開設される
- ② 避難所運営本部において、災害時要配慮者滞在場所の設定（福祉避難室の設定）
- ③ 避難者の受入れ

なお、設置する箇所数については、要配慮者の人数や状況に応じて適宜変更する。

#### ※ 新型コロナウイルス感染症対策に関して配慮する事項

（東京都『避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』による）

下記の区分に従って、それぞれ専用スペースを設け、互いに接触しないようにする。

| 区 分                | 基本的な対応  |
|--------------------|---|
| 咳・発熱等の感染の疑いがある人    | 発熱者等専用スペースで受け入れます。<br>健康観察を行い、緊急性の高い症状がある場合には、医療機関等に搬送します。  |
| 濃厚接触者<br>(健康観察期間中) | 濃厚接触者専用スペースで受け入れます。<br>症状が出現し感染が疑われる場合には、医療機関等へ受診させます。  |
| 自宅療養者              | 自宅療養者待機スペースに待機させて、保健所に連絡し、ホテル等の宿泊療養施設に入所を調整します。ただし、移動に危険が伴う場合や受入施設が確保できない場合は、自宅療養者待機スペースで健康観察します。 |
| 上記以外の一般避難者         | 一般避難者用の避難スペースで受け入れます。ただし、 <u>妊産婦や障害者等の配慮が必要な方は、福祉スペースを設けて受け入れることも考慮</u> します。                      |

※下線部の福祉スペースについては、感染対策を考慮して、可能な限り専用の部屋を設ける

### 3 その他

#### (1) 避難所運営協議会での検討

どの部屋を災害時要配慮者滞在場所（福祉避難室）として設定するか、基本的なプランは区として検討するが、最終的な判断は避難所運営本部が行うこととなるため、避難所運営協議会にてどの部屋を使うか、などについて予め確認しておく必要がある。

#### (2) 備蓄物資

食料や水以外にも車いすや大人用紙おむつ等を備蓄しており、さらに、高齢者等は床での寝起きが困難な場合があるので、要配慮者用の備蓄として、ダンボールベッドと間仕切りを各避難所に配備している。また、発災時にダンボールベッドの不足が見込まれる場合は、協定先から供給を受けて対応することになっている。